

令和4年3月和水町議会第1回定例会会議録

令和4年3月7日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集

2. 令和4年3月7日午前10時00分開会

3. 令和4年3月7日午後2時00分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒木 宏太	2番 白木 淳	3番 齊木 幸男
4番 坂本 敏彦	5番 高木 洋一郎	6番 秋丸 要一
8番 松村 慶次	9番 庄山 忠文	10番 池田 龍之介
11番 竹下 周三	12番 蒲池 恭一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働 和明	書記	西原 利沙
-------	-------	----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	中 嶋 光 浩
総合支所長兼農林振興課長兼住民課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 尾 修
学校教育課長	下 津 隆 晴	社 会 教 育 課 長	前 淵 康 彦
病院事務部長	池 上 圭 造	特 養 施 設 長	樋 口 幸 広

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告及び施政方針

日程第5 承認第 1 号 専決処分の承認について

(令和3年度 和水町一般会計補正予算(第6号))

日程第6	議案第1号	和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第2号	和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第3号	和水町課設置条例の一部改正について
日程第9	議案第4号	和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第5号	和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第6号	和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第7号	和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第8号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第9号	令和3年度 和水町一般会計補正予算(第7号)
日程第15	議案第10号	令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第11号	令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第4号)
日程第17	議案第12号	令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第13号	令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第14号	令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第20	議案第15号	令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第3号)
日程第21	議案第16号	令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)
日程第22	議案第17号	令和3年度 和水町病院事業会計補正予算(第3号)
日程第23	議案第18号	令和4年度 和水町一般会計予算
日程第24	議案第19号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計予算
日程第25	議案第20号	令和4年度 和水町介護保険事業会計予算
日程第26	議案第21号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第27	議案第22号	令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計予算
日程第28	議案第23号	令和4年度 和水町簡易水道事業会計予算
日程第29	議案第24号	令和4年度 和水町下水道事業会計予算
日程第30	議案第25号	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
日程第31	議案第26号	令和4年度 和水町春富財産区特別会計予算
日程第32	議案第27号	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第33	議案第28号	令和4年度 和水町病院事業会計予算
日程第34	議案第29号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

- 日程第35 議案第30号 町道の路線廃止について
日程第36 議案第31号 町道の路線認定について
日程第37 陳情等の委員会付託等について
-

開会 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和4年第1回和水町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番 高木洋一郎君、6番 秋丸要一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年第1回和水町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、承認1件、条例8件、補正予算9件、当初予算11件、その他3件、人事案1件の計33件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

また、12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にて、お手元に配付したとおりであります。

熊本県における新型コロナウイルス感染症ですが、3回目のワクチン接種が進んでおりますが、感染者数が高止まり傾向であり、まん延防止等重点措置が21日まで延長されました。まだまだ各位におかれましては、気を緩めることなく感染予防対策を十分講じられ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このたび全国町村議会議長会と熊本県町村議会議長会から、自治功労の表彰があつております。我が和水町から松村慶次議員が15年以上の在職ということで表彰を受けられております。この場をおかりして御報告を申し上げます。おめでとうございます。

(拍手)

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

今日も3月7日ということで、大変、気候も過ごしやすくなりました。しかし朝夕は大変、冷え込むような状況でございます。もう春も花も満開の季節がやってまいります。そういった中で本日から議会、大変、御苦労さまでございます。よろしくお願いをいたします。

令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

また、町民の皆様におかれましても、平素より町政に関心を寄せていただき、様々な御意見を賜っておりますことに敬意を表し、心より感謝申し上げます。

それでは、令和4年第1回和水町議会定例会の開会に際し、行政報告及び施政方針を申し上げます。

過ぎてみますと、あっという間の4年間であり、任期最後の定例議会を迎えました。この4年間に振り返りますと、2019年の大河ドラマいだてんの放送が決まり、いだてんムードが高まる中、町長に就任し、平成30年には金栗四三ミュージアム、金栗四三生家記念館を開館し、両施設に合わせまして1年間で17万2,000人もの方々が御来場いただきました。

また、開館の日に合わせまして、和水町のイメージキャラクターなごみんのお披露目も行ったところであります。

令和元年度には、町内の4保育園及び子育て広場で、外国人講師による英語教育を開始いたしました。子供たちがグローバルな社会で活躍できるよう、その基礎として将来につながることを期待をいたしております。

また、中学生を対象に、国語、数学、英語を中心に自主学習支援の町営塾を開講し、64回開催し、945名の参加がありました。

さらには、菰田橋のかけ替えが決定したのもこの年でありました。日頃より国土交通省本所、九州地方整備局、菊池川工事事務所に出向き要望を行ってまいりましたが、ようやく現実となり、大変うれしく思っております。既に工事が発注され、令和7年に完成の予定であります。

令和2年度には、長年、懸案事項でありました菊水地区学校統廃事業により菊水小学校を開校することができました。共同調理場の改修工事におきましても、令和3年3月に竣工し、4月より調理を開始いたしております。

また、藤田さくらタウン分譲地の販売開始や、それに合わせ和水町移住定住促進補助金交付事業等の事業を稼働し始めた年であり、そのような事業を実施することで移住定住の促進を図り、町の活性化に向け取り組んでまいりました。藤田桜タウン分譲地におきましては、19区画を販売し、令和3年11月で完売をいたしております。

さらには、学校跡地施設活用事業による企業誘致に取り組み、4つの旧小学校施設に町外企業が進出することとなりました。そのほかにも、和水町総合グラウンドの整備工事や工事の竣工や各種町道の改修等を実現することができました。また、和水町総合グラウンドにおきましては、令和3年4月より供用開始いたしておるところであります。

次に、町道につきましては、西光寺中林線、内田吹野線の道路改良が完了し、岩線の中岩工区は令和3年度末で完了し、その後、上岩工区に取りかかる予定であります。

道路関係になりますが、合併支援道路として位置づけていただき、県道玉名立花線は玉名市から内田内藤橋区間の県道と仁菊水線の西吉地区間の改良工事は、令和3年度末で完了する予定であります。江田交差点改良工事は、用地買収、宅地の撤去工事が進められております。また、和仁山鹿線は現在、用地交渉中、大牟田植木線は内田地区で歩道の工事が継続して進んでおるところであります。話が脱線いたしました。現在、町内の県道工事が5か所で進められておるところであります。

令和2年度は、各種事業を進める中に、7月豪雨による甚大な被害が発生をいたしました。幸いにも人的被害はなかったものの、大規模な土砂崩れや家屋の浸水といった生活に大きく関わる被害が出たところです。

それに加え、新型コロナウイルス感染症により社会的、経済的に多大な影響を受け、各種イベントの中止等が相次ぎ、国を挙げて総力戦で戦う状況となりました。

令和3年度に入ってもその勢いは収まらず、現在も第6波が猛威を振るっております。町といたしましても、ワクチンの3度目の接種実施をいたしております。2回までの接種率は12歳以上の方で90%を超えております。なお、現在まで町内で125名の感染者が出ており、改めて、基本的な感染対策をお願いをしているところでございます。御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、令和3年12月定例会以降の行政報告を申し上げます。

12月27日から30日までの四日間、和水町消防団年末警戒が実施されました。今年度も昨年同様、

新型コロナウイルス感染症対策として規模を縮小し、各分団の部長以上で出発式のみを行いました。

また、1月9日に和水町消防団出初め式を行い、こちらでも感染対策として各分団の部長以上に規模を縮小して行ったところです。そのような厳しい状況が続いておりますが、消防団員の皆様には年末警戒や日頃の消防団活動に御尽力をいただいております。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

また、1月4日には、和水町成人式を開催し、76名対象者のうち56名の新成人の方に御出席をいただいたところでございます。

その他の行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

以上をもちまして、令和3年12月定例会以降の行政報告とさせていただきます。

続きまして、新年度に向けた施政方針でございますが。

令和3年第4回定例会で申し上げさせていただきましたとおり来る3月27日の和水町長選挙で選ばれる新町長に次の4年間のかじ取りを託する所存でございます。

しかしながら、少子高齢化対策や人口減少対策、各種道路の整備等、和水町はまだ多くの課題がございます。新年度の執行部、そして和水町議会議員の皆様にとしっかりと連携をしながら、笑顔輝き魅力あふれる和水町の実現に向け、御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり専決処分に関わる議案1件、条例の改正等の議案が8件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算議案が9件、令和4年度一般会計及び特別会計の当初予算議案が11件、人事に関する議案が1件、その他3件の計33件の議案を上程いたしております。御審議をお願いするところでございます。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政報告及び施政方針を終了し、令和4年第1回和水町議会定例会の開会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

(令和3年度和水町一般会計補正予算(第6号))

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について(令和3年度和水町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長(中嶋光浩君) 承認第1号 専決処分の承認について(令和3年度和水町一般会計補正予算(第6号))の専決処分について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、次のとおり報告し承認を求めるものであります。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

承認第1号の予算書表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度和水町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,414万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,886万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和4年1月21日専決。

和水町町長 高巢泰廣でございます。

第1表 歳入歳出予算補正について、御説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入について、御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金に541万3,000円を追加します。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金です。

2項国庫補助金に2億872万7,000円を追加します。住民税非課税世帯や家計急減世帯への臨時特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付分と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金です。

20款繰越金に2,000円を追加いたします。子育て予算への臨時特別給付金給付事業に充当するものでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

6ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に1億4,661万9,000円を追加します。住民税非課税世帯及び家計急変世帯への臨時特別給付金で、1世帯当たり10万円を給付するものです。

その下2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に5,901万7,000円を追加します。子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付分で、高校生までの子育て世帯へ1世帯当たり5万円を追加給付するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に850万6,000円を追加します。新型コロナウイルスワクチンの追加接種に伴う費用で、国の方針により追加接種が前倒しになったことにより補正するものです。主に接種会場設営業務委託料165万6,000円や個別接種業務委託料1,225万円などです。

以上で、令和3年度和水町一般会計補正予算（第6号）の専決処分についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第6 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部

改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

提案理由でございます。

令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、これに準拠するため、条例を改正する必要があります。

人事院は、令和3年8月10日に新型コロナウイルスの影響で民間企業の支給割合が下がっているのに合わせて、国家公務員の今年度の期末手当を0.15か月分引き下げるように勧告しました。

例年であれば、政府は人事院勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日より前に改正施行しますが、令和3年度の給与法改正は、臨時国会が開かれる12月以降となり、本来ならば12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた国家公務員の期末手当の引下げの相当額は、令和4年6月の期末手当で調整することになりました。地方公務員の給与についての、その制度は国家公務員の給与制度を基本とし、給与水準は地域の民間給与をより重視して均衡の原則をすべきものとされており、国家公務員等に準拠し、所要の改正を行うものです。

改正内容は、期末手当に関する規定です。

再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を「100分の127.5」から「100分の120」に、再任用職員の期末手当の支給月数を「100分の72.5」から「100分の67.5」に引き下げることで、令和4年度の期末手当の支給率を改正するものです。

これにより、再任用職員以外の職員の令和4年度の期末手当の総支給月数は2.4月、再任用職員の総支給月数は1.35月となります。

以上で、説明を終わります。御承認賜りますようお願いいたします。

日程第7 議案第2号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第2号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第2号 和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部改正

について、和水町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由でございます。

国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件が令和4年4月1日から緩和されることに伴い、条例を改正する必要があります。

緩和される要件は、

- 1、育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件の廃止。
- 2、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置となります。

地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件についても国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、国家公務員の措置に準じて、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を進める必要があるため、今回条例を改正するものです。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いします。

日程第8 議案第3号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第3号 和水町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第3号 和水町課設置条例の一部改正について、和水町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由でございます、

国のデジタル化の推進及び全ての子ども子育て環境の支援等に伴い、これらの国の施策等に的確に対応し住民福祉の増進を図るため、条例を改正する必要があります。

今回、2つの項目についての改正を御提案しております。

まず1つ目は、まちづくり推進課内にICT推進室を創設することについてです。

昨年、9月1日にデジタル庁が設置され、加速度的に進むデジタル化の流れを捉え、和水町におけるICT及びデジタル化に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、現在、総務課に所属する情報管理を担う電算室を、主要施策の企画及び総合調整や地域振興及び地域づくりを所管する「まちづくり推進課」内に移行し、「ICT推進室」を創設するものです。

2つ目は、健康福祉課を福祉課と保健子ども課へ再編することです。

国が進める児童虐待防止対策体制総合強化プランによる、子供の自立を保護する観点から、妊娠期（胎児期）から子供の社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが義務づけられました。

これにより、全ての子供たちの支援を行うため、新たに専門的知識を有する職員を配置して、

健康福祉課内に専用窓口を令和4年度から設置することになりました。

また、国は令和5年度に「子ども家庭庁」の創設を考えており、今後さらに子ども家庭係の重要度が増し、業務の円滑な運営が求められることとなります。

このようなことから、現在の健康福祉課を2つの課に分け、関係性の深い係をまとめ、事務の効率化等を考慮した組織に再編するものです。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第9 議案第4号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9 議案第4号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第4号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由でございます。

和水町学校運営協議会規則に規定する学校運営協議会委員の任命に伴い、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。

また、非常勤消防団員の報酬等の基準の策定に伴い、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。

今回の改正点は、2点ございます。

まず1点目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会を令和4年4月1日から設置するため、規則を新たに制定し、委員を任命するに伴い、委員の報酬等を条例で定める必要があります。そのため、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。報酬額は、年額1万5,000円となります。

次に2点目でございますが、和水町消防団の年額報酬の改正及び出動報酬の創設についてでございます。改正の経緯として、消防団員数は全国的に減少傾向が続いており、消防庁では、消防団員の減少に伴う地域防災力の低下により、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障を来するという危機感から、令和3年4月に、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を発出し、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を定めました。

そのため、和水町においても、災害が多発化・激甚化する中で、地域の安全・安心を守るために重要な役割を担う消防団に対し、消防団員の処遇を改善することにより、消防団員の入団を促進するとともに、継続的な活動の維持を図ることを目的として、消防団員の報酬等の改正を行います。

班長の年額報酬を、2万3,500円から3万7,000円に、団員の年額報酬を1万9,000円から3万6,500円にそれぞれ改正します。また、新たに出動報酬を創設します。災害等の出動に対し、1

日当たり8,000円を上限に支払うことといたします。

以上で、説明を終わります。御承認賜りますようお願いいたします。

日程第10 議案第 5 号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10 議案第5号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第5号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

和水町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

和水町子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「婚姻しているもの又は」を削る。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、和水町子ども医療費助成に関する条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明いたします。

2ページ目をお開き下さい。

右が改正前、左が改正後となります。

第2条の子供の定義を示したところの改正となります。

改正前の条文の具体的な解釈は、「18歳に達した後の最初の3月31日までを子ども医療費対象児童といたしておりますが、年齢要件に該当しても、婚姻している方や勤労学生以外の労働者の方は対象となりません」という条文となっております。これが今回の民法の改正により、女性の婚姻開始年齢が男性と同じ18歳に引き上げられ統一化されました。18歳未満では、婚姻できないこととなりますので「婚姻しているもの」という内容が不必要となり、削除するものでございます。

以上で議案第5号 和水町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第11 議案第6号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11 議案第6号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました。議案第6号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「20歳未満の児童」を「20歳未満のもの」に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明いたします。

2ページ目をお開き下さい。

右が改正前、左が改正後となります。

改正箇所は、第2条中に定める用語の意義を示したところの改正となります。

民法で定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、「20歳未満の児童」という表現が好ましくないため、「20歳未満の者」という表現に改正するものでございます。

以上で議案第6号 和水町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第12 議案第 7号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12 議案第7号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第7号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

1枚目の裏面をご覧ください。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。

新旧対照表で説明させていただきます。

3 ページ目をお開き下さい。

右が改正前、左が改正後となります。

この改正の主なものとして、新旧対照表の 1 ページの改正後の欄を見ていただきますと第 5 章の次に第 6 章雑則を追加しております。これが大きな改正となります。あとは、文言の修正等になります。

第 6 章雑則の追加事項につきましては、先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、この条例の上位法令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が交付されたことにより、改正省令に準じて改正する必要があります。

改正の詳細につきましては、新旧対照表の 3 ページ目をご覧ください。

追加した条文は読み上げませんが、端的に申し上げますと、デジタル化の推進に伴い、支援を行う事業者の業務負担軽減を図る観点から、書面の作成、保存について、電磁的方法による対応も可能であるという規定を追加したものでございます。

以上で、議案第 7 号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 13 議案第 8 号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 13 議案第 8 号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第 8 号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 7 日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由を申し上げます。

3 ページの下段をご覧ください。

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。

右が改正前、左が改正後となります。

この改正の主なものとして、改正後の欄を見ていただきますと第3章、第3節の次に第4章雑則を追加しております。これが大きな改正となります。あとは、不必要になった項の削除と文言の修正等になります。

第4章雑則の追加事項につきましては、先ほど提案理由でも申し上げたとおり、この条例の上位法令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和3年8月2日に交付されたことにより、改正府令に準じて改正する必要があります。

改正の詳細につきましては、新旧対照表の4ページ目の下段をご覧ください。

追加した条文は読み上げませんが、端的に申し上げますと、2点ございます。

1点目が、デジタル化の推進に伴い、支援を行う事業者の業務負担軽減を図る観点から、書面の作成、保存について、電磁的方法による対応も可能であるということ。

2点目が保育所を利用する保護者の利便性向上の観点から、保護者への説明のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応も可能であるという規定を追加したものでございます。

以上で、議案第8号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第14 議案第 9号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14 議案第9号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第9号 令和3年度 和水町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度 和水町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,215万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億670万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

地方債の補正

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをご覧ください。

基本的には、国や県から交付された実績に応じて、また、補助金等にあつては事業実績に応じて補正を行っております。補正額の大きいものとして、11款地方交付税に1億2,759万3,000円を追加いたします。交付金の額の決定を受けて補正するものでございます。

11ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、2節道路整備交付金に1,995万円を追加いたします。舗装修繕工事及び江田高野線道路整備事業分の防災・安全社会資本整備交付金の増額分です。

14ページをご覧ください。

17款財産収入、2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入に1,057万3,000円を追加します。旧菊水南小学校の土地売払い収入1,000万円と県道和仁山鹿線の道路拡幅工事に伴う春富グラウンド土地売払い収入57万3,000円です。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明をいたします。

19ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、7節報償費にふるさと応援寄附金返礼品代2,795万円を追加します。これは、寄附額3割の返礼品代と配送料です。

11節役務費にふるさと応援寄附金受付システム等手数料868万2,000円を追加します。楽天やさふるなどへの手数料分です。

20ページをご覧ください。

18節負担金、補助金及び交付金の定住促進補助金252万円は、住宅を新築し、居住される方に対しての補助で申請件数増のため、今回、増額補正するものです。

24ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金、補助金及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金500万円は、1世帯当たり10万円給付するもので、今回不足する50名分を補正するものです。

その下、保育士等処遇改善臨時特例補助金151万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応で最前線で働く保育士や放課後児童支援員等の処遇改善のため、収入の3%程度増額を見込み補助するものでございます。

31ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費に4,570万円を追加します。

12節、委託料530万円は、町道の路面調査後、劣化している箇所について舗装構造調査を行うものです。

その下、14節工事請負費に4,040万円を追加します。町道蛇田高野線3工区の2,880万円と道路維持補修分1,160万円です。

3 目道路新設改良費（補助）、14 節工事請負費に道路改良工事1,000 万円を追加します。町道江田高野線道路整備事業に対する国交付金の増額による追加工事分です。

39 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費、2 目公共土木施設災害復旧費に500 万円を追加します。

14 節、工事請負費500 万円は、令和2 年災の追加調査及び工事費分です。

以上で、歳出の説明を終わります。

5 ページをご覧ください。

第2 表 繰越明許費補正について御説明いたします。

全部で13 事業を繰り越します。

上から、2 款総務費、戸籍住民基本台帳等事務経費として237 万6,000 円を繰り越します。住民記録システム改修業務について、国の補正予算対応であり、改修に必要な期間が確保できないため、繰り越すものです。

3 款民生費、臨時特別給付金事業として8,703 万9,000 円を繰り越します。本事業は、非課税世帯等への臨時特別給付金事業であり、非課税世帯の申請期限が令和4 年5 月3 日まで、家計急変世帯等は令和4 年9 月30 日までが申請期間となっていることから、給付金と通信運搬費を繰り越すものです。

6 款農林水産業費、機構集積支援事業として36 万円を繰り越します。農業委員会に導入するタブレット端末の納入予定が令和4 年4 月以降となるため今回、繰り越すものです。

同じく、農林水産業費、土地改良事業事務経費として4,180 万円を繰り越します。ため池ハザードマップ作成業務において、コロナ感染症の拡大により予定しておりました住民説明会の開催が困難となったため、繰り越すものです。

7 款商工費、肥後民家村施設管理運営事業経費として372 万9,000 円を繰り越します。茅葺屋根修繕工事について、資材及び労務者の入手難により繰り越すものです。

8 款土木費、土木費補助事業として600 万円を繰り越します。労務者の不足により、18 件を繰り越すものです。

同じく、土木費、江田高野線整備事業として1 億3,652 万5,000 円、その下、交付金修繕事業として3,838 万円を繰り越します。労務者の不足や国補正で予算がつき、適正工期が確保できないため、繰り越すものです。

同じく、土木費、町道整備事業として4,062 万8,000 円を繰り越します。町道3 路線について、労務者の不足や新型コロナにより地元説明会が開催できず、道路計画が決定できないため、繰り越すものです。

10 款教育費、三加和公民館管理経費として110 万円を繰り越します。新型コロナの影響により、非常用発電機の接続切り替え工事を行うための部品調達が困難なため繰り越すものです。

11 款災害復旧費の農地等災害復旧事業7,660 万1,000 円及び公共土木施設災害復旧事業、1 億2,875 万6,000 円については、労務者の不足により繰り越すものです。

また、同じく災害復旧費の林業施設災害復旧事業1,508 万6,000 円は、関係機関との許認可に不

測の日数を要したため繰り越します、中岳線、日平線分です。

6 ページをご覧ください。

第3表 地方債補正について御説明します。

まず初めに、増額した分について御説明します。

上から3番目、道路橋梁整備事業に250万円追加して、2億4,090万円とします。江田高野線及び蛇田高野線の舗装工事増額分です。

また、その他の地方債については、実績や計画の変更により、減額となっております。

以上で、令和3年度一般会計補正予算、第7号の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第10号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15 議案第10号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第10号 令和3年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,551万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,843万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を65万3,000円減額補正します。これは職員の給与、職員手当等の減額です。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費は50万円の増額補正です。これは被保険者の疾病、負傷等に係る必要な保険給付を行うもので、予算不足により補正を行うものです。

2 款保険給付費、6 項傷病手当金、1 目傷病手当金は450万円補正するものです。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とし、給与等の支払いを受けている被保険者が休暇を取得しやすい環境を整備するため、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うものです。

3 款国民健康保険事業納付金、1 目国民健康保険事業費納付金、1 目一般被保険者分は、財源

の組替えです。

7 款諸支出金、3 項繰出金、2 目直営診療施設勘定繰出金は 2 万 2,000 円の増額補正です。これは事業費が確定したことによるものでございます。

8 款予備費、1 項予備費、1 目予備費を 4,114 万 7,000 円増額補正します。これは前年度の繰越金を予備費に充当するものです。

次に、5 ページをご覧ください。

歳入を説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税は 528 万 5,000 円の減額補正です。これは保険税の調定見込み及びコロナ減免で国・県からの補填を受けるため減額補正を行います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目災害臨時特別交付金は 108 万 1,000 円の補正です。これはコロナ減免に係る交付金として、国保税減免補填分の国庫補助 10 分の 6 を受け入れるものです。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目保険給付費等交付金は、普通交付金被保険者の疾病、傷病等に係る必要な保険給付で 50 万円の補正を行うものです。特別調整交付金はコロナ減免に係る交付金として国保税減免補填分県補助 10 分の 4 の 72 万円の補正です。また、歳出で説明しました国保直診施設に係る特別交付金交付予定額が確定したことに伴い 2 万 2,000 円の補正を行うものです。

さらに、新型コロナウイルス対策傷病手当金として 450 万円を補正します。これは歳出で説明しました新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うもので、国の 10 分の 10 の補助があり、熊本県から交付されます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、保健基盤安定負担金が確定したため 283 万 1,000 円の補正を行うものです。

7 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金は、前年度繰越金 4,114 万 7,000 円を計上するものでございます。

以上で、議案第 10 号 令和 3 年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第 16 議案第 11 号 令和 3 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第 16 議案第 11 号 令和 3 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第 11 号 令和 3 年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

まず、表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,386万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億541万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町 高巢泰廣でございます。

まず、歳出から説明いたします。

4ページの事項別明細書をご覧ください。

1款総務費から4款地域支援事業費までの予算を減額し、5款基金積立金を増額いたしております。

次に、主な事項について説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳出における減額補正は、当初の見込みよりも利用等が減少したことにより、執行残となるものを減額するための補正です。これから説明いたします歳出予算の補正につきましては、増額補正の中でも大きな増額を必要とした事項について説明させていただきます。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、3目の居宅介護サービス給付費を200万円の追加補正をいたします。これは、通所介護、訪問介護等の在宅での介護を中心としたサービスが、当初見込件数よりも増加したことによる補正となります。

同じく5目の施設介護サービス給付費を2,000万円追加補正いたします。これは、費用単価の高い介護老人保健施設や介護医療院への入所が見込みよりも多かったことが増額の要因です。

次に10ページをご覧ください。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目の介護給付費準備基金積立金を5,000万円追加補正いたします。この基金積立金は、和水町の介護保険事業が安定している証拠であります。この財源につきましては、今後、第1号被保険者保険料に不足を生じた場合に活用していきます。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページ目をご覧ください。

介護給付費等に関係する歳入の国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金並びに支払基金交付金は、介護保険制度で定める負担率に基づくものになります。実績額と見込額を合わせたそれぞれの令和3年度の負担額が決定しておりますので、その決定額に合わせた減額補正を行っております。この決定額の過不足分につきましては、令和4年度で精算する予定でございます。

それでは、他の歳入につきまして、主なものを申し上げます。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料を1,785万1,000円追加補正いたします。これは、新たに65歳となられた方の中で所得の高い方が、見込みよりも多かったことが、介護保険料の増加につながったと考えられます。

次に3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金を1,257万円追加補正いたします。

この交付金は、和水町の75歳以上の人口割合やその方々の所得段階の割合を全国平均と比較して、保険料基準額の格差を調整するための交付金ですが、交付割合が昨年度の9.13%から10.2%と引き上げられ、調整交付金が見込みよりも多く交付されることとなりました。

次に、7ページをご覧ください。

7款繰入金、2項基金繰入金、2目の介護給付費準備基金繰入金を1,500万円減額補正いたします。令和3年度当初予算につきましては、基金積立金を取り崩して、財源充当する予定でしたが、安定した介護保険事業が展開出来ており、基金積立金を取り崩す必要性がなくなったため、減額補正するものです。

最後に8款、1項、1目の繰越金を6,304万9,000円追加補正いたします。これは、今回の補正予算に伴う財源調整となりますが、大きな要因といたしましては、歳出で説明いたしました準備基金の積立金を5,000万円計上した影響となります。

以上で、議案第11号 令和3年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。15分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第12号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17 議案第12号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第12号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,158万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億518万7,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

今回の補正は、主に新型コロナの感染拡大を受け、各サービスの利用実績が見込みより減った

ため、歳入の減額を行っております。

まず歳入について、説明いたします。

5 ページをご覧ください。

特養利用者の 1 款サービス収入、1 項介護給付費、1 目施設介護サービス費収入を、今年度の見込み額に基づき2,870万円の減額を行っております。

同じく 2 目の居宅介護サービス費収入、2 節の通所介護費収入で270万円を減額しております。

6 ページをご覧ください。

10款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金を1,120万円増額しております。これは歳出で約2,160万円を減額しておりますが、歳入のサービス収入が減ったことにより歳入の不足分となっております。

次に、歳出について説明いたします。

7 ページをご覧ください。

歳出につきましても、本年の実績に基づき、主に人件費などの減額補正を行っております。

主な減額につきましては、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、2 節給料で690万円、3 節の職員手当等で393万円、4 節の共済費で130万円をそれぞれ減額しております。これは主に職員の退職に伴う減額と、会計年度任用職員の本年度の実績に基づき減額しております。

次に、11節の役務費の介護士派遣手数料で160万円、12節の委託料の給食業務委託料で200万円を本年度の実績に基づきそれぞれ減額しております。

次に、17節の備品購入費で295万8,000円を減額しております。これは本年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る執行残となっております。

8 ページをご覧ください。

2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅サービス事業費、2 節給料の会計年度任用職員給料で100万円を見込額に基づき減額しております。

以上で、議案第12号 令和3年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第18 議案第13号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18 議案第13号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第13号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度 和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ441万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,530万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳出から御説明いたします。

予算書資料の7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費こちらを176万円減額し、1,187万5,000円としております。節区分の委託料では、法適化業務委託料70万円を減額しております。当初費350万9,000円から275万円となり入札残によるものです。公課費では、消費税申告による減額として100万円を減額しております。当初費160万円から60万円の支出減によるものでございます。

2款衛生費、1項施設管理費、1目施設管理費こちらを75万円減額しております。簡易水道施設の電気保安管理委託料15万円の減、量水器及び量水器ボックス等取替委託料60万円の事業残を減額しているところです。

2款衛生費、2項施設建設費、1目施設建設費を190万円を減額しております。説明区分の大藤地区の3号井戸の更生工事こちらの入札残を減額しているところであります。

次に、歳入でございます。

6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務負担金8万円減額し16万1,000円となります。こちらは、当初3件分の加入を見込んでおりましたけれども、2件の加入があり、1件分の加入費8万円を減額するものです。

5款繰入金、1目一般会計繰入金こちらを353万円減額し3,759万円となります。これは、歳出減などの歳入歳出予算調整のため減額するものでございます。

8款町債、1目衛生債80万円を減額し270万円となります。これは、法適化業務委託費の減と起債充当減に対応する公営企業会計適用債を80万円減額するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

地方債の補正です。

第2表 地方債補正です。

歳入で減額しました80万円の起債を350万円から270万円と限度額を変更しております。

以上で、議案第13号 令和3年度 和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第19 議案第14号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算(第3号)

○議長（蒲池恭一君） 日程第19 議案第14号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第14号 令和3年度 和水町下水道事業会計補正予算（第3号）についての、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度 和水町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ514万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,181万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳出から御説明します。

予算書資料の7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を136万2,000円減額し1,834万円となります。

10節需用費の印刷製本費については、下水道検査済み証シール100枚購入分として2万7,000円を補正をいたしております。

12節の委託料では、法適化業務委託費を143万円を減額しております。当初費473万円から330万円となり入札残によるものです。

26節公課費では、消費税申告による増額分として3万円の増額しております。当初費76万円から79万円となります。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を377万9,000円減額し3,494万9,000円となります。

12節委託料の、浄化センター施設管理委託料の執行残347万9,000円、産業廃棄物処理委託料の執行残30万円を減額しております。

次に、歳入でございます。

6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金30万円減額し60万1,000円となります。これは、今年度の新規下水道加入者を6戸と見込んでおりましたが、4戸分となりましたので、2戸分30万円を減額するものです。

4款繰入金、1目一般会計繰入金を352万2,000円減額し4,775万2,000円となります。これは、歳出減などの予算調整のため減額するものです。

6 款諸収入、2 目雑入を 8 万 1,000 円増額し 8 万 2,000 円となります。これは、8 月末の雷被害により故障したマンホールポンプ計器の修繕保険金分となります。

7 款町債、1 目土木債を 140 万円減額し 330 万円となります。これは、歳出で御説明した法適化移行支援業務委託料の支出減に対応する公営企業会計適用債を 140 万円減額するものです。

続きまして、前に戻りまして 3 ページをご覧ください。

地方債の補正です。

歳入で減額した 140 万円の起債を 470 万円から 330 万円と限度額を変更しております。

以上で、議案第 14 号 令和 3 年度 和水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第 20 議案第 15 号 令和 3 年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 3 号）
○議長（蒲池恭一君） 日程第 20 議案第 15 号 令和 3 年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第 15 号 令和 3 年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 3 号）についての、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和 3 年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、第 1 項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 313 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,479 万円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第 2 条、地方債の変更は、第 2 表 地方債補正による。

令和 4 年 3 月 7 日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

主な内容について、歳入から説明をいたします。

予算書資料の 6 ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目生活排水処理事業分担金、1 節受益者加入分担金こちらを 25 万円減額し 595 万 1,000 円となります。今年度の浄化槽設置基数は 37 基となりました。歳入確定分としまして残額を減額しています。

同じく、生活排水処理事業負担金、1 節増嵩経費負担金を 37 万 5,000 円減額し 89 万 1,000 円となります。こちらは、今年度の申請者の要望により、駐車場タイプなどの追加工事を行った費用負担分です。37 基の設置申請に対しまして 18 基が駐車場タイプの設置となりました。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目生活排水処理事業国庫補助金こちらを337万円増額し1,732万円となります。浄化槽設置の事業実績による補助金増額によるものです。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目生活排水処理事業県補助金を12万3,000円増額し272万3,000円となります。こちらは、前年度の工事実績に対して支払われる県補助金となります。

同じく県支出金の1 目衛生費委託金を7万1,000円増額し37万1,000円となります。浄化槽法に基づく事務ですけれども、熊本県権限移譲事務委託金の増となります。

5 款繰入金、1 目一般会計繰入金を90万3,000円減額し3,081万3,000円となります。これは、歳入歳出予算調整のため、減額を行っております。

7 ページになります。

7 款諸収入、1 項雑入、2 目還付金を213万円増額し213万1,000円となります。これは、消費税確定申告額で交付される分を増額しております。

8 款町債、1 項町債、1 目衛生債を740万円減額し3,800万円となります。これは事業量の減により減額を行うものです。

次に、歳出でございます。

8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費12万3,000円を減額し23万5,000円となります。

18節負担金、補助及び交付金では、熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会の会費の負担金5万5,000円を減額しております。コロナ禍により会議等の減少で負担金も減額となりました。

2 款衛生費、1 項下水道費、1 目特定地域生活排水処理施設管理費を301万5,000円減額し、1億719万円となります。

15節工事請負費を331万5,000円減額しております。今年度の浄化槽設置基数は37基となりました。事業費残額を減額しているところです。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金につきましては12万3,000円を生活排水処理事業県補助金に充当するため財源の組替えを行っております。

続きまして、前に戻りまして3 ページをご覧ください。

地方債の補正です。

歳入で減額しました740万円の起債を4,540万円から3,800万円と限度額を変更しております。

以上で、議案第15号 令和3年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第21 議案第16号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第21 議案第16号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第16号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面をご覧ください。

令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,815万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和4年3月7日 提出 和水町 高巢泰廣でございます。

歳出から御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1万6,000円減額補正します。これは職員の人件費に係る補正でございます。

2款後期高齢者広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金を130万1,000円減額補正します。これは広域連合の算定により、保険基盤安定負担金の額が確定したことにより補正を行うものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費を186万8,000円補正し286万8,000円とします。これは前年度繰越金を充当するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

歳入について、御説明申し上げます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金1万6,000円減額補正します。これは職員の人件費の減額分でございます。

2目保険基盤安定繰入金、広域連合の算定により額が確定したことに伴い130万1,000円の減額補正を行うものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は186万8,000円補正し227万7,000円とします。これは前年度繰越金を計上するものでございます。

以上で、議案第16号 令和3年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第17号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第22 議案第17号 令和3年度 和水町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました、議案第17号 令和3年度和水町病

院事業会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、１ページをご覧ください。

（総則）

第１条、令和３年度 和水町病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条、令和３年度 和水町病院事業会計予算、第３号条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部から申し上げます。

第１款病院事業収益、第１項医業収益を４億798万3,000円増額、第２項医業外収益を2,683万9,000円増額、第３項健康管理センター収益を124万3,000円増額、第４項居宅介護支援事業収益を184万円増額、第５項訪問看護事業収益を350万6,000円増額とし、合計４億4,141万1,000円の増額でございます。コロナ禍における、国からの交付金収入増による増額補正であり、今回の補正は収入については決算見込みによるものでございます。

次に、支出の部でございます。

第１款病院事業費用、第１項医業費用を1,072万6,000円減額、第３項健康管理センター費用を13万3,000円減額、第４項居宅介護支援事業費を22万3,000円減額、第５項訪問看護事業費用を12万9,000円減額とし、合計1,121万1,000円の減額となります。コロナ禍におけます、患者数の減少による減額補正でございます。

次に、資本的収入及び支出の補正ですが、第３条において予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,777万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して、不足する額2,869万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部から申し上げます。

第１款資本的収入において、第１項出資金を建設改良費実績減のため一般会計からの繰入金を68万7,000円減額する補正でございます。

次に、支出の部でございます。

第１款資本的支出、第１項建設改良費を医療機器購入のため23万1,000円増額としております。

第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第７条中に定められた経費の金額を次のように定める。

職員給与費において1,157万3,000円減額し、交際費で21万円減額としております。

２ページをご覧ください。

第５条は、たな卸資産購入限度額の補正です。

予算第９条中、たな卸資産の購入限度額「5,987万2,000円」を「6,187万2,000円」に改める。

令和４年３月７日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

以上で、議案第17号 令和３年度 和水町病院事業会計補正予算（第３号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第23 議案第18号 令和4年度 和水町一般会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23 議案第18号 令和4年度 和水町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第18号、令和4年度 和水町一般会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和4年度和水町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71億5,320万2,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為による。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債による。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出、和水町長 高巢泰廣でございます。

説明に入る前に、令和4年度の当初予算は、3月27日に町長選挙が執行されることに伴い、骨格予算として編成をしております。

骨格予算とは、政策的経費のうち債務負担行為を設定している事業や国庫補助金事業で、年度当初補助申請を行う事業など、当然、当初予算において計上を必要とするもの、また、道路整備など、これまで計画的に整備をしてきた事業等に係る予算、住民に対する各種補助金等、条例、要項、要領に基づいた予算につきましては、計上するものでございます。

一方、事業費が多額な既存事業や新規事業等については、計上しておりません。これらについては、改選後に補正予算により、肉づけの予算編成を行うこととしております。

令和4年度の当初予算は、歳入歳出予算の総額を71億5,320万2,000円とします。対前年度比で

約３％の減となっております。

それでは、当初予算の概要を説明いたします。

８ページをご覧ください。

対前年度との比較で、大きな款項目を中心に御説明します。

１款町税、本年度予算額は８億５,３３４万３,０００円で、対前年度比３,７２６万７,０００円の増となっております。新型コロナ等の影響から、令和３年度に大幅な減少を見込んでいたものの、影響額が少なかったため、令和４年度は前年度実績を反映させております。また、太陽光発電施設の増設等による固定資産税償却資産も増えています。

７款地方消費税交付金、本年度予算額は１億９,９００万円で、対前年度比４,４３０万円の増となっております。令和２年度の実績を参考として計上しております。

１１款地方交付税、本年度予算額は３１億円、対前年度比１億２,９７０万円の増となっております。普通交付税は令和３年度から一本算定となりましたが、一方で令和４年度の地方財政計画では普通交付税について、３.５％の伸びが見込まれており、新たな地域の支援策が講じられています。予算計上に当たっては、これらの増加要因を考慮して１億２,９７０万円（４.４％）増を見込んでいます。

１５款国庫支出金、本年度予算額は６億６,０９５万円で、対前年度比１億３,７７５万４,０００円の減を見込んでいます。これは、主に過年度公共土木災害復旧費負担金や新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国庫負担金及び国庫補助金の減などによるものです。

１８款寄附金、本年度予算額は６億１,０００万円で、対前年度比１,０００万円の増です。企業版ふるさと納税の増によるものです。

２１款諸収入、本年度予算額は９,０８２万８,０００円で、対前年度比５,２１７万２,０００円増です。主に過年度住民税非課税世帯等臨時交付金の増によるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

２７ページをご覧ください。

対前年度予算との比較で大きな項目について説明します。

なお、給料、職員手当と共済費の人件費につきましては、計上の基本的な事項といたしまして、退職者を除き既存職員の現在の配属を基本として計上をいたしております。新規採用職員分は配属先が決まっておきませんので、一部を除きまして総務費に一括して計上をしているところでございます。

２８ページをご覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の本年度予算額を３億７,７８３万８,０００円計上いたします。対前年度比４,５２６万４,０００円を減額します。これは、人件費の減によるものです。

３２ページをご覧ください。

５目財産管理費の本年度予算額を２億６６９万７,０００円計上いたします。対前年度比で１億４,３９８万８,０００円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、役場本庁舎空調設備改修

工事に伴う増額です。

41ページをご覧ください。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費の本年度予算額を9,233万3,000円計上いたします。対前年度比で1,287万7,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては42ページの地方税共通納税システムに係る業務委託料等の増額です。

48ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費の本年度予算額を2億1,533万1,000円計上いたします。対前年度比で1,268万7,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、人件費の減によるものでございます。

49ページをご覧ください。

2 目高齢者福祉費の本年度予算額を3億4,148万4,000円計上いたします。対前年度比で2,909万1,000円の増となっております。増額の主な理由といたしまして、50ページの特別養護老人ホーム事業会計繰出金の増によるものです。

52ページをご覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費の本年度予算額を4億714万6,000円計上いたします。対前年度比で3,026万9,000円の減となっております。減額の主な理由として、53ページ下の私立保育所、認定こども園等に係る施設型給付費の減によるものです。

57ページをご覧ください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費の本年度予算額を3億9,230万9,000円計上いたします。対前年度比で3,689万7,000円の増となっております。増額の主な理由として、58ページの病院事業会計繰出金、簡易水道事業会計繰出金及び特定地域生活排水処理事業会計繰出金の増によるものです。

同じく58ページです。

2 目予防費の本年度予算額を7,369万4,000円計上いたします。対前年度比4,601万2,000円の減となっております。減額の主な理由として、新型コロナワクチン接種関連業務費用の減によるものです。

63ページをご覧ください。

8 目斎場費の本年度予算額を5,075万7,000円計上いたします。対前年度比で4,077万6,000円の増となっております。増額の理由として、旧和水町斎場の解体に伴う経費の計上によるものです。

2 項清掃費、1 目清掃総務費の本年度予算額を2億4,149万1,000円計上いたします。対前年度比で3,070万1,000円の増となっております。増額の主な理由として、一部事務組合負担金の増によるものです。第1衛生センターリニューアル工事に係る起債償還分及びクリーンパークファイブの基幹的設備改良事業に係る負担金の増によるものです。

65ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務振興費の本年度予算額を6,686万9,000円計上いたします。対前年度比で2,444万1,000円の減となっております。減額の主な理由として、人件費

の減によるものです。

68ページをご覧ください。

14目人・農地問題解決加速化支援事業の本年度予算額を701万7,000円計上いたします。対前年度比で1,250万5,000円の減となっております。減額の理由は、農業次世代人材投資資金の減によるものです。

71ページをご覧ください。

7款商工費、1目商工総務費の本年度予算額を6,085万9,000円計上いたします。対前年度比で1,659万7,000円の増となっております。増額の主な理由として、ハイレベル人材マッチング事業委託など、地域活性化のための事業費増によるものです。

76ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費の本年度予算額を3,171万1,000円計上いたします。対前年度比で3,914万円の減となっております。減額の主な理由として、昨年度の当初予算で、工事請負費に町道小田線の道路舗装費用が含まれていたことによるものです。

77ページをご覧ください。

3目道路新設改良費（補助）の本年度予算額を2億2,823万円計上いたします。対前年度比で2,619万2,000円の減となっております。減額の主な理由として、町道江田高野線に係る道路整備事業費の減によるものです。

4目橋梁維持費の本年度予算額を5,602万円計上いたします。対前年度比で2,402万円の増となっております。増額の理由として、桃ノ木橋、津留下橋の橋梁補修工事に係る工事請負費の増によるものです。

78ページをご覧ください。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費の本年度予算額を2,682万円計上いたします。対前年度比で4,807万6,000円の減となっております。減額の主な理由として、昨年度の当初予算で、工事請負費に和仁団地外壁屋根改修工事費用が含まれていたことによるものです。

79ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の本年度予算額を4,719万6,000円計上いたします。対前年度比で1,200万3,000円の増となっております。増額の主な理由として、消防団員報酬の改定によるものでございます。

81ページをご覧ください。

5目災害対策費の本年度予算額を2,634万9,000円計上します。対前年度比で1,043万3,000円の増となっております。増額の主な理由として、総合防災マップ作成業務委託料及び自主防災組織助成事業補助金の増によるものです。

94ページをご覧ください。

10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費の本年度予算額を3,825万7,000円計上いたします。対前年度比で1,838万円の増となっております。増額の主な理由として、田中城跡崖面崩落防止工事に係る測量設計及び工事費の計上によるものです。

96ページをご覧ください。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費の本年度予算額を2,415万9,000円計上します。対前年度比で2,952万3,000円の減となっております。減額の主な理由として、昨年度の当初予算で、工事請負費に金栗生家修繕工事及び生家駐車場整備工事が含まれていたことによるものです。

101ページ下をご覧ください。

11款災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費の本年度予算額を420万円計上します。対前年度比で1億2,600万1,000円の減となっております。昨年度の当初予算で、工事請負費に令和2年災の復旧工事費が含まれていたことによるものです。

102ページをご覧ください。

3項文教施設災害復旧費、3目文化財災害復旧費の本年度予算額を3,136万9,000円計上します。対前年度比で1,603万3,000円の増となっております。増額の主な理由として、田中城跡災害復旧工事費の計上によるものです。

6ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為の説明をいたします。

令和4年度校務用PC等整備事業は、町内小中学校教職員の指導用パソコンリース事業に係る期間と限度額を定めたものでございます。期間は、令和5年度から令和9年度まで、限度額は1,659万4,000円です。

7ページをご覧ください。

第3表、地方債のご説明をいたします。

子ども医療費助成事業3370万円、幼児英語教育事業600万円、県営圃場整備事業800万円、林道等整備事業120万円、以上は過疎債です。

続いて、道路橋梁整備事業2億1,530万円は、合併特例債と過疎債です。

土木費補助事業2,860万円は、過疎債です。

単県道路改良事業負担金事業170万円は、合併特例債です。

消防施設等整備事業770万円は、過疎債です。

公共施設除却事業4,570万円は、合併特例債です。

災害復旧事業120万円は、災害復旧事業債です。

以上で、議案第18号 令和4年度 和水町一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。1時から再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 議案第19号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24 議案第19号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第19号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和4年度 和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,826万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

歳入の主な科目から説明いたします。

5ページをお開きください。

1款、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、被保険者数の減少に伴い前年度予算に比べ一般が1,454万7,000円減の2億2,809万5,000円、退職が1万円減の1万2,000円計上しております。

6ページをお開きください。

3段目、4款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金9億7,396万8,000円計上しております。国保事業の都道府県化に伴い、今までの国庫補助金や国保連合会からの歳入がこの勘定科目に一本化されております。

内訳としましては、普通交付金9億1,490万4,000円、特別交付金5,456万4,000円、特別調整交付金、新型コロナウイルス対策傷病手当金分として450万円を計上しております。

次に6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定出産育児一時金、財政安定化支援事業及び事務費に係るもので、繰出金基準に基づき1億1,540万7,000円計上しております。

続きまして、歳出の主な科目を御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は職員の給料や事務経費として1,248万9,000円

を計上しております。

2 目連合会負担金として109万9,000円計上しております。

9 ページをご覧ください。

1 款総務費、2 項徴税費、1 目賦課徴収費は、未就学児に係る均等割額の減額措置の導入に伴う国民健康保険システム改修業務など事務経費として241万7,000円を計上しております。

1 款総務費、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費は、委員12名の報酬等38万8,000円を計上しております。運営協議会は年4回の開催を予定しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の1 目から5 目まで合計しまして7 億8,710万8,000円を計上しております。これは一般被保険者及び退職被保険者の入院、外来、歯科、調剤など医療機関に係る費用でございます。

10ページをご覧ください。

2 款保険給付費、2 項高額療養費の1 目から4 目まで合計1 億3,020万1,000円を計上しております。これは国保の被保険者の方が医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担限度額を超える分の現物給付に係る費用でございます。

次に2 款保険給付費、4 項出産育児諸費の1 目と2 目の合計で420万3,000円計上しております。出産育児一時金1 件当たり42万円で、国保被保険者10件の出生を見込んでおります。

次に、11ページをご覧ください。

2 つ目の表、2 款保険給付費、6 項傷病手当金、1 目傷病手当金に450万円計上しております。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的として、当該感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うもので、国の10分の10補助があり、熊本県から交付されるものです。

次に3 款国民健康保険事業費納付金、1 項国民健康保険事業費納付金、1 目一般被保険者分として、医療費給付分後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計3 億1,443万1,000円計上しております。

次に4 款保険事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費は、特定検診、人間ドック、保健指導に係る費用として2,088万4,000円を計上しております。

次の4 款、2 項保険事業費の1 目保健衛生普及費は、共同電算保険事業の委託料、あんま針灸の補助等として192万1,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

2 目の疾病予防費は特定検診、特定保健指導やデータヘルス計画などを行うため台帳整理、未受診者対策、訪問指導に係る会計年度任用職員の報酬、特定検診の対象とならない39歳以下の人間ドック委託料など1,161万6,000円を計上しております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金のうち3 目償還金は、過年度の療養給付費等負担金の返還金として1,000万円を計上しております。

13ページをお開きください。

次に、7 款諸支出金、3 項繰出金、2 目直営診療施設勘定繰出金は、調整交付金の対象となり

ます町立病院への繰出金1,459万円を計上しております。町立病院では、救急患者受入体制支援事業、国保保険事業、医療機器の整備を計画してございます。

以上でございますが、3月3日に開催いたしました国保運営協議会に諮問し答申を受けたことを申し添え、議案第19号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第25 議案第20号 令和4年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第25 議案第20号 令和4年度 和水町介護保険事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第20号 令和4年度 和水町介護保険事業会計予算につきまして、御説明申し上げます。

表紙の裏面をご覧ください。

令和4年度 和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,062万5,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 介護給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

4ページをご覧ください

歳出になります。

歳出合計額、本年度14億9,062万5,000円に対して前年度14億7,557万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして1,505万2,000円の増額となっております。この主な要因といたしまして、2款の介護給付費を750万円の増額並びに4款の地域支援事業費を673万円増額したことによるものでございます。

それでは、詳細を申し上げます。

9ページをご覧ください。

歳出の詳細になります。

昨年度と比較しまして、大きく増加した予算を説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、前年度予算額2,953万9,000

円に対しまして、今年度3,053万9,000円となり100万円の増額となっております。

主な増額の要因でございますが、令和5年度中に見直しされます第9期介護保険事業計画の基礎資料となるニーズ調査を令和4年度中に実施するための業務委託費用として195万円計上したことによるものでございます。

11ページをご覧ください。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、5目の施設介護サービス給付費ですが、前年度と比較いたしまして2,500万円の増額となりました。これは、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の給付費を支出する予算となります。状況といたしましては、費用単価の高い介護老人保健施設や介護医療院の入所数が以前より増加傾向となってきました。このような現状を踏まえて、施設給付費を増額させていただきました。

次に、14ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の予算額は1,088万7,000円です。前年度の予算額と比較いたしまして821万8,000円の増額となりました。

この増額の要因といたしましては、地域包括支援センターシステム料として880万5,000円を予算計上したことによるものでございます。このシステム料は、地域包括支援センターシステムと避難行動要支援者管理システムの2つのシステム料になります。

まず、地域包括支援センターシステムは、町民からの日々の相談や問い合わせに伴う日報作成やケアマネジメントに係るケアプラン作成に必要なシステムでございます。

また、避難行動要支援者管理システムは、災害時の要支援者管理機能で、ゼンリン地図やハザードマップ情報と連動させ有事に備えるものであり、高齢者などの支援には欠かせないシステムでございます。いずれも5年間の有効ライセンスであり、システム更新の費用となります。

続きまして、歳入を申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料です。今年度予算額2億3,007万円1,000円となり、前年度と比較いたしまして、112万6,000円の増額となりました。

第1号被保険者保険料は、65歳以上の方が介護保険料として納付されるものでございます。現行の第8期につきましては月額5,800円を基準額と定め、65歳以上の方の所得の状況により9段階の金額によって介護保険料を納めていただくことになっております。和水町の65歳以上の人口は4,000人を割ることなく、現在4,000人台をキープしております。また、新しく65歳以上になれる方につきましては、所得段階の高い方が多くいらっしゃる傾向にあるため、第1号被保険者保険料は、安定した保険料を徴収できる予定でございます。

次に、3款国庫支出金から6ページの5款の県支出金までの間にある国・県・支払基金、調整交付金の歳入につきましては、介護保険制度のそれぞれの負担率に応じた歳入予算を計上しております。

次に、7ページをご覧ください。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目の介護給付費繰入金から 3 目の地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、介護保険制度に基づく町の負担率により、歳入見込み額を計上いたしております。令和 4 年度予算額は、合計で 1 億 8,185 万 9,000 円となります。

同じく 4 目のその他一般会計繰入金は、職員等の人件費や事務費の町負担分として計上いたしております。予算額は 4,054 万 5,000 円です。

同じく 5 目の低所得者保険料軽減繰入金は 1,822 万 4,000 円の予算となりました。これは、第 1 号被保険者の低所得者に対しまして負担を軽減することを目的とした繰入金でございます。

次に、同じく 2 項基金繰入金、2 目の介護給付費準備基金繰入金ですが、令和 4 年度予算は 1,000 円となります。この基金繰入金は、財源不足を生じた場合に積み立てた基金を活用するものでございますが、令和 4 年度につきましては取り崩す予定がないため 1,000 円の予算計上としております。

次に 8 款、1 項、1 目の繰越金ですが、予算額 3,503 万 5,000 円です。これは歳入の財源調整となります。

最後に 8 ー ジをご覧ください。

9 款諸収入、3 項雑入、3 目雑入の中の介護予防サービス計画費収入ですが、予算額 337 万円です。これは、健康福祉課の地域包括支援センター職員がケアマネジャーとして、要支援 1、2 の方のケアプランを作成した場合に 1 件 4,310 円の収入として受け入れするものでございます。

以上で、議案第 20 号 令和 4 年度 和水町介護保険事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第 26 議案第 21 号 令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第 26 議案第 21 号 令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第 21 号 令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和 4 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 6,303 万円と定める。

第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。

（債務負担行為）

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表 債務負担行為による。

令和 4 年 3 月 7 日提出、和水町長 高巢泰廣でございます。

令和4年度の歳入につきましては、新型コロナの感染が今後も継続していくものと考え、新型コロナによる影響を考慮した予算となっております。

歳入の主なものについて、説明をいたします。

6ページをご覧ください。

1款サービス費収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入が前年度比5,784万6,000円減の2億7,309万円を計上しております。

次に、2目の居宅介護サービス費収入が前年度比201万円減の3,183万円を計上しております。

次に、1款サービス費収入、2項事故負担金、1目施設介護事故負担金収入で、前年度比319万4,000円減の6,811万1,000円を計上しております。

次に、8ページをご覧ください。

10款繰入金、1項一般会計繰入金は、前年度比3,021万6,000円増の7,901万7,000円の繰入をお願いいたします。

増額の理由につきましては、歳出全体で約3,330万円の減となっておりますが、歳入の1款サービス収入で前年度比約6,280万円の減を見込んでいることが理由となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

9ページをご覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、前年度比6,225万4,000円減の4億402万円を計上しております。これは特養及びショートの前職41名と会計年度任用職員15名、合計56名分の人件費と施設の運営費などとなっております。

12ページをご覧ください。

今年度から、1款総務費に2目施設管理費を新設しております。これは施設の維持管理に係る経費を一般管理費として分けることで、今後、施設の建替えに係る経費も本目で計上し、建替えの経費を分かりやすくするものでございます。

2目施設管理費、14節の工事請負費の細説、屋上雨漏り修繕工事で331万円を計上しております。これはツツジの居室天井や壁などから雨水が浸透しており、必要最小限の防水工事を実施するものでございます。

13ページをご覧ください。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費につきましては、前年度比85万4,000円増の2,989万4,000円を計上しております。

これは、デイサービスの職員1名と会計年度任用職員5名、計6名の人件費と施設の維持管理費などとなっております。

14ページをご覧ください。

4款予備費が前年同額の100万円を計上しております。

ページ戻りまして3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

事項が給食業務委託、期間が令和5年度から令和6年度、限度額は1億2,394万2,000円です。

これは令和5年度から2年間の給食の業務委託については、令和4年度中に公募を行い業者を決定することとしており、事業の承認をお願いするものでございます。

以上で、議案第21号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第27 議案第22号 令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27 議案第22号 令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま議題となりました議案第22号 令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開き下さい。

令和4年度 和水町の住宅用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ467万2,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、歳入から説明いたします。

5ページをご覧ください。

4款財産収入、2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入、住宅宅地売払い収入467万2,000円を計上しています。申込が完了いたしまして、最終手続中であります1区画の住宅宅地売払い収入額をもって、事業費の歳入の総額としています。

続きまして、歳出を説明いたします。

最終ページ6ページをご覧ください。

2款事業費、1項事業費、1目宅地造成事業費として467万2,000円を計上しています。

歳入のほうで上げております収入金額全額を一般会計へ繰り出すこととして、計上しています。この最後の1区画の住宅宅地売払いの完了をもちまして、和水町住宅用地造成事業会計は終了となります。

以上で、議案第22号 令和4年度 和水町住宅用地造成事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第28 議案第23号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第28 議案第23号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第23号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計予算についての、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和4年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,422万2,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

令和4年度の当初予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入について御説明します。

予算書資料の6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節水道事業加入負担金としまして24万円を計上しております。これは、令和4年度3件の新規加入を見込んでいるところでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節水道使用料として2,470万9,000円を計上しております。こちらは、給水件数530件、月当たり205万9,000円と見込んで計上しているところです。

5款繰入金、1項一般会計繰入金としまして3,571万7,000円を計上いたしております。これは、起債の元利金償還や事業運営のために繰入を行うものでございます。

予算書資料の7ページをご覧ください。

8款町債、1目衛生債1,350万円を計上しております。こちらは、歳出の法適化業務委託料に充当する起債でございます。

次に、歳出について御説明します。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料として1,418万9,000円を計上しております。水道検針委託料39万5,000円、これ以外はですね1,379万4,000円となります。公営企業会計移行に伴う委託料の予算を計上しております。

9ページをご覧ください。

26節公課費で150万円を計上しております。こちらは、事業会計で料金収入に消費税を上乗せして徴収していることから発生する消費税支払分として計上しているところです。

2款衛生費、1目施設管理費、10節需用費で1,247万円を計上しております。

主なものとして、消耗品費73万4,000円、こちらは塩素薬液や水道器材等の消耗品を計上して

おります。修繕料127万3,000円及び水道施設修繕料571万7,000円につきましては、設備機器の維持修繕料や水道施設の修繕料を計上しております。

12節委託料に563万4,000円を計上しております。施設管理や保守管理及び量水器や量水器ボックス等の取替委託料を計上しております。

10ページをご覧ください。

2款衛生費、1目施設建設費、14節工事請負費で100万円を計上しております。新規住宅の水道管の施設工事費用として計上しております。

3款公債費、1項公債費については、まず1目元金の償還金として2,612万6,000円、2目利子の償還金として117万8,000円を計上しております。

前に戻りまして3ページをご覧ください。

第2表の地方債です。

法適化業務委託料として簡易水道事業債を1,350万円を限度として借り入れを予定しております。

以上で、議案第23号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計予算についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第29 議案第24号 令和4年度 和水町下水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第29 議案第24号 令和4年度 和水町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第24号 令和4年度 和水町下水道事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面をご覧ください。

令和4年度 和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,167万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和4年3月7日 提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

令和4年度の当初予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入について御説明します。

予算書資料の6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目受益者分担金の現年度分としまして45万円を計上しております。こちらは、令和4年度3件の新規接続を見込んでおりまして、その加入分担金とな

ります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料現年度分として2,760万円を計上しております。加入件数470件、月額230万円の使用料として年間分を算定しております。

4 款県支出金、2 項県委託金、1 目土木費県委託金として990万円を計上しております。歳出で計上しておりますロマン館前の防災トイレ污水管布設工事費の県委託金として100%の委託金として計上しております。

5 款繰入金、1 目一般会計繰入金として5,590万4,000円を計上しております。これは、起債の元利金償還や事業運営のために繰入を行うものです。

予算書資料の7ページをご覧ください。

8 款町債、1 目土木債1,780万円を計上いたしております。これは、歳出の法適化移行支援業務委託に充当する起債でございます。

次に、歳出について御説明します。

8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、12 節委託料で1,817万2,000計上しております。これは、公営企業会計への法適化移行支援業務に伴う委託料となっております。

9 ページをご覧ください。

26 節公課費で76万円を計上しております。これは、下水道の料金収入に消費税を上乗せして徴収していることから発生する消費税支払分として計上いたしております。

2 款土木費、1 項下水道費、1 目下水道施設運営費、10 節需用費で1,813万9,000円を計上しております。主なものとして、下水道施設修繕料1,209万9,000円を計上しております。浄化センター及び下水管等の修繕費です。主なものとして汚水処理場・污水ポンプ・汚泥脱水機等の機器の修繕費となっています。

12 節委託料として2,021万2,000円を計上しております。主なものとして、浄化センター等の施設管理委託料1,316万9,000万円、汚泥の運搬処理委託料であります産業廃棄物処理委託料211万2,000円、新たに管路を布設するための測量設計業務委託料421万1,000円となっています。

10 ページをご覧ください。

14 節工事請負費として1,310万円を計上しています。

歳入で説明しましたロマン館前の防災トイレ污水管布設工事費としまして990万円、新規申請者の取付管等の工事費320万円でございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金の償還金として2,273万円、2 目利子の償還金として427万円を計上しております。

前に戻りまして3ページをご覧ください。

第2表 地方債です。

法適化業務委託料として事業債1,780万円を限度として借り入れを予定しております。

以上で、議案第24号 令和4年度 和水町下水道事業会計予算についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第30 議案第25号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30 議案第25号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第25号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をご覧ください。

令和4年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,287万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表 地方債による。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

令和4年度の当初予算について、主なものについて歳入から御説明いたします。

予算書資料の6ページをご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目生活排水処理事業分担金、1 節受益者加入分担金の現年度分として425万円を計上しております。こちらは、令和4年度28基の浄化槽設置の申請を見込んで計上しております。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目浄化槽使用料の現年度分として3,796万7,000円を計上しております。これは、既設分736基の月額308万5,000円の使用料に、新規設置等の使用料を見込んで計上いたしております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目生活排水処理事業国庫補助金としまして1,576万2,000円を計上しております。これは、浄化槽設置に係る事業費の3分の1を国補助として受けるものであります令和4年度28基の設置を見込んでおります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目生活排水処理事業県補助金として260万円を計上しております。これは、前年度の国庫補助事業対象事業に対しての補助金でございます。

7 ページをごらんください。

5 款繰入金、1 目一般会計繰入金として4,309万3,000円を計上しております。こちらは、起債の元利金償還や事業運営のために繰入を行うものでございます。

8 款町債、1 目衛生債に1,820万円を計上しております。下水道事業債として910万円、過疎対策事業債としまして910万円を計上しております。これは令和4年度の浄化槽設置見込みの28基の事業費の充当分となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費710万6,000円を計上しております。

12節委託料では下水道使用料システム改修業務委託料138万6,000円の浄化槽システムを下水道システムに統合する委託料として計上しております。

9 ページをご覧ください。

2 款衛生費、1 項下水道費、1 目特定地域生活排水処理施設管理費、12節委託料で4,015万2,000円を計上しております。こちらは、浄化槽清掃管理委託料としまして、既設736基と新規設置等を見込んだ予算となっております。

14節工事請負費で3,910万円を計上しております。これは、令和4年度28基の新規浄化槽設置を見込んでいるところでございます。

3 款公債費、1 項公債費については、1 目元金の償還金として2,685万8,000円、2 目利子の償還金として136万3,000円を計上しております。

前に戻りまして3 ページをごらんください。

第2表、地方債です。

新規の浄化槽設置工事の財源として事業債1,820万円を限度として借入れを予定しております。

以上で、議案第25号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

日程第31 議案第26号 令和4年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第31 議案第26号 令和4年度 和水町春富財産区特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総合支所長兼農林振興課長兼住民課長 富下君

○総合支所長兼農林振興課長兼住民課長（富下健次君） 議案第26号 令和4年度 和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

表紙の裏面をごらんください。

令和4年度 和水町春富財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

まず、5 ページをご覧ください。

歳入のほとんどが前年度繰越金20万5,000円、歳入合計は20万8,000円を計上しております。

歳出については6 ページになります。

1 款、1 項、1 目財産区管理委員会費として、委員会に係る報酬等で 4 万 9,000 円、2 目財産管理費として管理作業に伴う賃金、労災等保険等に 5 万 9,000 円を計上しております。

また、2 款の予備費に 10 万円を計上しております。

歳出総額 20 万 8,000 円を計上しております。

以上で、議案第 26 号 令和 4 年度 和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第 32 議案第 27 号 令和 4 年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第 32 議案第 27 号 令和 4 年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第 27 号 令和 4 年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面をお開きください。

令和 4 年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 849 万 8,000 円と定める。

第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

令和 4 年 3 月 7 日 提出 和水町 高巢泰廣でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

歳入の主な科目から御説明いたします。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料の 1 目特別徴収保険料と 2 目の普通徴収保険料は広域連合の試算により、合計で 1 億 2,129 万 7,000 円を計上しております

次に、中ほどの 4 款繰入金、1 項一般会計繰入金の 1 目事務費繰入金は 1,691 万 4,000 円を計上しております。これは職員の人件費等と事務費、それから令和 2 年度から連合会の受託事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として一般会計で受入れ、広域会計で繰り出ししているものでございます。

2 目の保険基盤安定繰入金は保険料軽減の補填として県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担するもので、熊本県広域連合からの試算に基づきまして 6,183 万 8,000 円を計上しております。

次に 5 款、1 項、1 目の繰越金は前年度からの繰越金で 39 万 9,000 円を計上しております。

次に、6 ページをお開きください。

中段の表、6 款諸収入、4 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診査費用、歯科検診費用、広域連合からの補填収入で合計 772 万 1,000 円を計上しております。

次に、主な歳出を説明いたします。

7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の給与及び事務費経費で1,027万7,000円を計上しております。

次の1款総務費、2項、1目徴収費は、保険料徴収に係る事務費として32万1,000円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方々から納付いただいております保険料と一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要があります。1億8,313万6,000円を計上しております。

8ページをお開きください。

3款保険事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、広域連合からの資料を基に健康診査、歯科健康診査の費用及びその事務費として772万1,000円を計上しております。

次に、4目一体的事業費は、歳入で説明しました広域連合からの受託事業の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組として、事業実施に係る会計年度任用職員の人件費と事務費、合わせて534万円を計上しております。

以上で、議案第27号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算の提案理由の説明いたします。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第33 議案第28号 令和4年度 和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第33 議案第28号 令和4年度 和水町病院事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいま議題となりました議案第28号 令和4年度 和水町病院事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条が総則です。

第2条に業務の予定量を定めています。

第1号の病床数は、病棟3階の一般病棟49床、病棟4階の療養型病棟が42床、合計の病床数は91床となっています。

第2号の年間入院患者延数は1万9,705人、1日平均54人を見込んでいます。

第3号の年間外来患者延数は2万1,870人、1日平均90人を見込んでいます。

コロナ禍での患者数が減少しておりまして、その減少したところを見込んで前年度より減少したところを計上しております。また、この数字は、あくまでも見込の延べ患者数を計上しています。

第4号の主要な建設改良事業の資産購入費は、医療機器購入と一般備品購入を予定しており

553万3,000円としています。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入・支出共に9億2,830万9,000円を計上しております。前年度の当初予算に比べますと2,582万5,000円の減額となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,876万円は、当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

資本的収入を4,627万4,000円、資本的支出が7,503万4,000円となり不足額の2,876万円を当年度分消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしています。

第5条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号では収益的支出における各項間の流用、第2号で資本的支出における各項間の流用が可能なことを表しているところでございます。

次に第7条で、議会の議決を経なければ流用ができない経費として第1号、職員給与費で5億9,957万6,000円、第2号で交際費43万円としています。

第8条で、たな卸資産の購入限度額は6,110万3,000円と定める。これは医業費用の材料費を計上しています。

以上、令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

なお、次の3ページから6ページに令和4年度 和水町病院事業会計予算実施計画書で、収益的収入及び支出についての予算額となっております。

7ページと8ページは、資本的収入及び支出についての予算額でございます。

9ページと10ページは、予定キャッシュ・フロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動それぞれのお金の動きを示したものでございます。

11ページから20ページは給与費明細書になっております。

21ページと22ページは、令和4年度の予算執行後の令和5年3月31日での財産の状況を想定した予定貸借対照表となっております。

それから、23ページと24ページが令和3年度、1年間の営業活動を行った上での令和4年3月31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書でございます。令和3年度の決算として4億8,267万4,000円の純利益を見込んでいます。（24ページの下から3段目に書いてあるものがその数字でございます。）

次に25ページと26ページは、令和3年度末現在の財産の状況を想定した予定貸借対照表として、それぞれ計上しています。

続きまして、27ページから35ページは、収益的収入及び支出につきましの予算説明書、36ペ

ージから37ページまでを資本的収入及び支出の予算明細書として計上しています。

以上で、議案第28号、和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） お諮りします。

議案第18号 令和4年度 和水町一般会計予算から議案第28号 令和4年度 和水町病院事業会計予算までの審査については、委員会の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第28号までの審査については、委員会の審査にすることに決定いたしました。

日程第34 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第34 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 中嶋君

○総務課長（中嶋光浩君） 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由でございます。

今回、宇城市が一部事務組合の共同処理する事務の一つである「住民の交通災害見舞金に関すること」から脱退することになりました。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、今回この議案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第35 議案第30号 町道の路線廃止について

○議長（蒲池恭一君） 日程第35 議案第30号 町道の路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第30号 町道の路線廃止について、提案理由の説明をいたしま

す。

道路法第10条第1項の規定により、別紙のとおり町道の路線を廃止することとする。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由といたしまして、町道の路線廃止につきましては、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、今回、提案しております。

次のページをご覧ください。

路線番号105番です。路線名は中路江光寺線です。起点は和水町江田字馬場地先から、終点は和水町江田字江光寺地先までとなり、道路延長は477.9メートルで、幅員は2.1メートルから8メートルでございます。

この路線は、江田交差点改良事業に伴い県道にアクセスできない路線が発生するため、令和2年12月議会で中路2号線の路線認定を頂いております。

中路2号線の整備に伴い、重複する中路江光寺線部分の起点を変更するものです。起点位置が変わりますので、今までの区間の道路供用を廃止し、新しい区間で認定し直す必要があります。

以上で、議案第30号 町道の路線廃止についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第36 議案第31号 町道の路線認定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第36 議案第31号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第31号 町道の路線認定について、提案理由の説明をいたします。

道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり町道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和4年3月7日提出 和水町長 高巢泰廣でございます。

提案理由として、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、今回、提案しております。

次のページをご覧ください。

路線番号105番ですが、路線名は中路江光寺線です。起点は和水町江田字馬場地先から、終点は和水町江田字江光寺地先までとなり、道路延長は約462メートルで、幅員は2.9メートルから8メートルでございます。

路線廃止議案で御説明しましたとおり、中路2号線の整備に伴い重複する部分を解消するために、起点位置が変わり、新しい区間で認定し直すものです。

以上で、議案第31号 町道の路線認定についての、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 日程第37 陳情等の委員会付託については、お手元に配りました「陳情等一覧表」のとおり、配付及び所管の委員会に付託しましたので報告します。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日 8 日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 2 時00分